

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年4月26日

【発行者名】 UBS (Lux) エクイティ・シキャブ
(UBS (Lux) Equity SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ロバート・スティングアー (Robert Süttinger)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
イオアナ・ナウム (Ioana Naum)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、
J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ
ーオール・チャイナ (米ドル)
ーアクティブ・クライメート・アウェア (米ドル)
ーヨーロッパ・ハイ・ディビデンド・サステナブル (ユーロ)
ーヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド (ユーロ)
ーグローバル・エマージング・マーケッツ・オポチュニティー (米ドル)
ーロング・ターム・テーマ (米ドル)
ーUS トータル・イールド・サステナブル (米ドル)
(UBS (Lux) Equity SICAV
- All China (USD)
- Active Climate Aware (USD)
- European High Dividend Sustainable (EUR)
- European Opportunity Unconstrained (EUR)
- Global Emerging Markets Opportunity (USD)
- Long Term Themes (USD)
- US Total Yield Sustainable (USD))

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】

記名式無額面投資証券

オール・チャイナ(米ドル)

クラスP-a c c投資証券

アクティブ・クライメート・アウェア(米ドル)

クラスP-a c c投資証券

ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド・サステナブル(ユーロ)

クラスP-a c c投資証券

クラス(米ドル) P-a c c投資証券

ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

クラスP-a c c投資証券

クラス(米ドル・ヘッジ) P-a c c投資証券

グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)

クラスP-a c c投資証券

ロング・ターム・テーマ(米ドル)

クラスP-a c c投資証券

USトータル・イールド・サステナブル(米ドル)

クラスP-a c c投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

オール・チャイナ(米ドル)

クラスP-a c c投資証券

7億5,790万米ドル(約1,108億円)

アクティブ・クライメート・アウェア(米ドル)

クラスP-a c c投資証券

11億9,660万米ドル(約1,749億円)

ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド・サステナブル(ユーロ)

クラスP-a c c投資証券

16億5,210万ユーロ(約2,641億円)

クラス(米ドル) P-a c c投資証券

13億5,280万米ドル(約1,978億円)

ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

クラスP-a c c投資証券

26億980万ユーロ(約4,172億円)

クラス(米ドル・ヘッジ) P-a c c投資証券

22億220万米ドル(約3,220億円)

グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)

クラスP-a c c投資証券

13億6,200万米ドル(約1,991億円)

ロング・ターム・テーマ(米ドル)

クラスP-a c c投資証券

20億4,000万米ドル(約2,982億円)

USトータル・イールド・サステナブル(米ドル)

クラスP-a c c投資証券

27億6,300万米ドル(約4,040億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2023年8月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている(オール・チャイナ(米ドル)クラスP-a c c投資証券については75.79米ドルに1,000万口、アクティブ・クライメート・アウェア(米ドル)クラスP-a c c投資証券については119.66米ドルに1,000万口、ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド・サステナブル(ユーロ)クラスP-a c c投資証券については165.21ユーロに1,000万口、クラス(米ドル)P-a c c投資証券については135.28米ドルに1,000万口、ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)クラスP-a c c投資証券については260.98ユーロに1,000万口、クラス(米ドル・ヘッジ)P-a c c投資証券については220.22米ドルに1,000万口、グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)クラスP-a c c投資証券については136.20米ドルに1,000万口、ロング・ターム・テーマ(米ドル)クラスP-a c c投資証券については204.00米ドルに1,000万口およびUSトータル・イールド・サステナブル(米ドル)クラスP-a c c投資証券については276.30米ドルに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2023年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=146.20円および1ユーロ=159.84円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年11月30日に提出した有価証券届出書（2024年2月29日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）について、2024年3月1日付で、投資運用会社の商号が変更され、また、2024年4月付で、投資方針、投資リスク、手数料等及び税金、管理及び運営に関する事項が変更され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

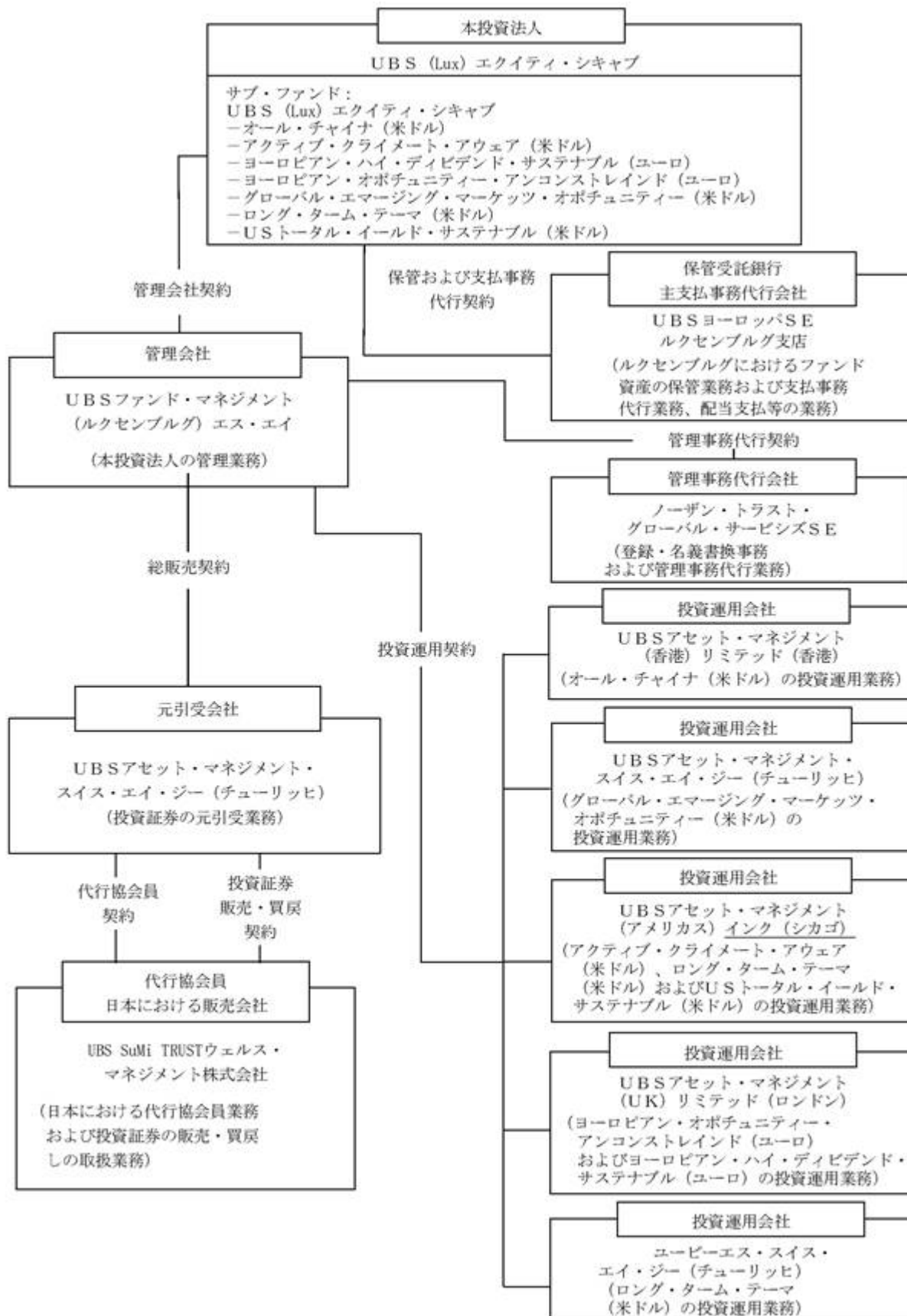
第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

（3）外国投資法人の仕組み

<訂正前>

a. ファンドの仕組み



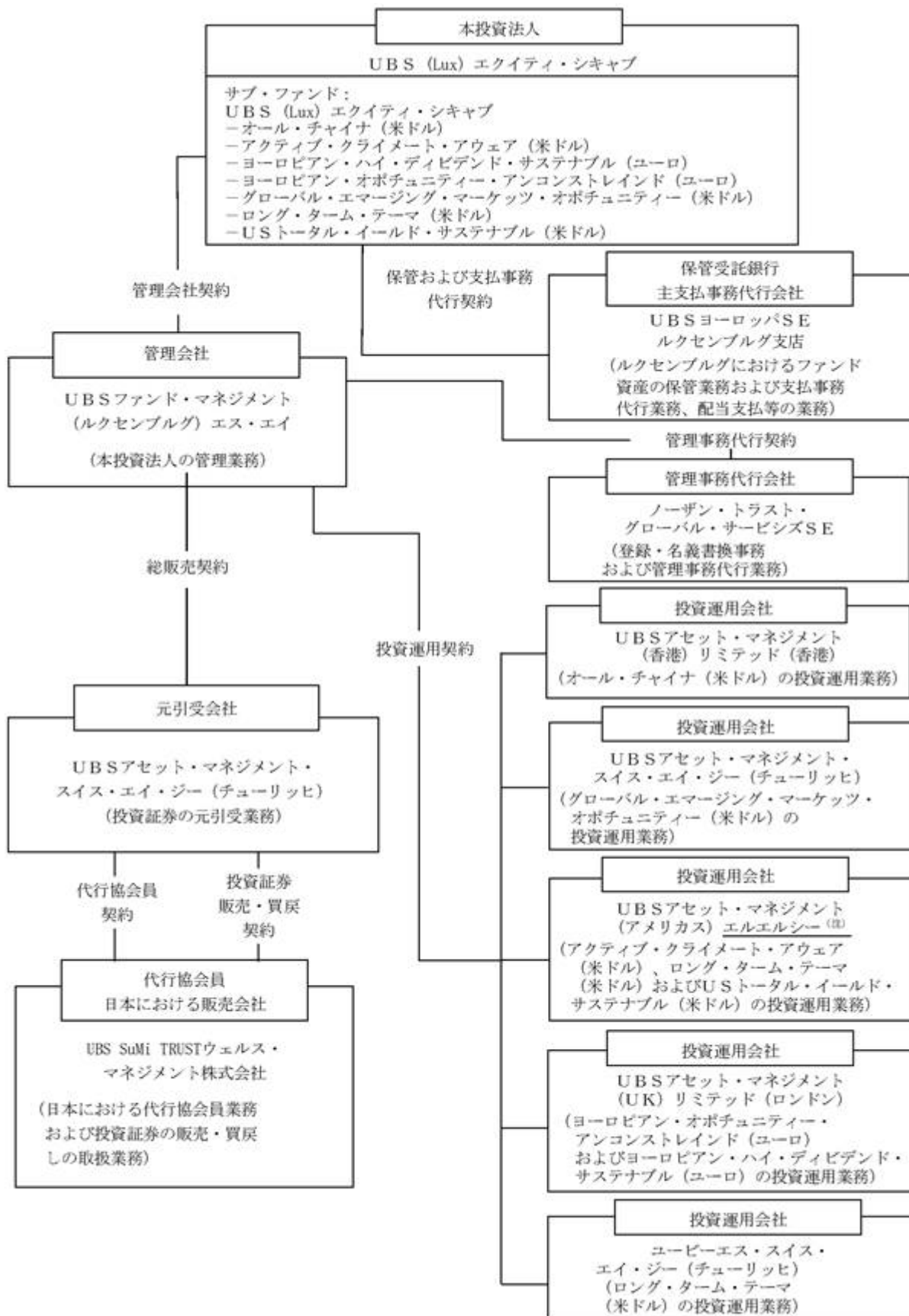
b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
UBSアセット・マネジメント (アメリカス) <u>インク (シカゴ)</u> (UBS Asset Management (Americas) <u>Inc., Chicago</u>)	投資運用会社	2013年2月15日および2013年11月15日付で管理会社との間で投資運用契約（注4）を締結。アクティブ・クライメート・アウェア（米ドル）、ロング・ターム・テーマ（米ドル）およびUSトータル・イールド・サステナブル（米ドル）に関する運用会社業務および投資顧問業務について規定している。

(後略)

<訂正後>

a. ファンドの仕組み



(注) 2024年3月1日付で、UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク(シカゴ)(UBS Asset Management (Americas) Inc., Chicago)の法人の形態が変更され、その名称はUBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシー(UBS Asset Management (Americas) LLC)に変更された。

b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
UBS アセット・マネジメント (アメリカス) <u>エルエルシー</u> (UBS Asset Management (Americas) <u>LLC</u>)	投資運用会社	2013年2月15日および2013年11月15日付で管理会社との間で投資運用契約(注4)を締結。アクティブ・クライメート・アウェア(米ドル)、ロング・ターム・テーマ(米ドル)およびUSトータル・イールド・サステナブル(米ドル)に関する運用会社業務および投資顧問業務について規定している。

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

UBS (Lux) エクイティ・シキャブ-オール・チャイナ(米ドル)

アクティブ運用されるオール・チャイナ(米ドル)は、主に中国および中国と緊密な経済関係を有するその他の国に所在する会社の株式およびその他の株式持分に投資する。これらの投資は、中国(オンショア)または中国外(オフショア)で上場される証券を含む。本サブ・ファンドは、環境的および／または社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU) 2019/2088(以下「SFDR」という。)第8条を遵守する。環境的および／または社会的特性に関する詳細は本書の「別紙A」に記載される(SFDRの細則(RTS)第14条(2))。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBS ESGコンセンサススコアを用いる。UBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアデータに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの有効性の確信度を高める。UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)に関して、関連する発行体／企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESG特性は、発行体／企業の主要分野およびESGリスク管理の有効性に関連する。環境および社会要因には、とりわけ、環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準やサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。サブ・ファンドは、以下のESG促進特性を採用する。

(中略)

サブ・ファンドの投資に関して、投資運用会社は、(i)「先進国」に所在する大型株式会社が発行する数の90%以上、(ii)「新興国」に所在する大型株式会社が発行する数の75%以上(ベンチマークを参照)、その他のすべての会社が発行する数の少なくとも75%について、UBS ESGコンセンサススコアを用いたESG分析の対象に含む。

投資家は、サブ・ファンドのエクスポージャーが中国A株も含むことがある点に留意すべきである。中国A株は、中国本土にある企業の人民元建てのA株式である。これらの株式は、上海証券取引所および深圳証券取引所等の中国証券取引所において取引されている。サブ・ファンドは、上海-香港ストック・コネクトまたは深圳-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に投資することがある。

(中略)

ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

アクティブ運用されるヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)は、その所在地または主な活動地がヨーロッパである会社の株式、株式に関連する権利またはその他の株式資本に大部分を投資する。本サブ・ファンドは、環境的および／または社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088(以下「SFDR」という。)第8条第(1)項を遵守する。環境的および／または社会的特性に関する詳細は本書の「別紙A」に記載される(SFDRの細則(RTS)第14条(2))。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBS ESGコンセンサススコアを用いる。UBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアデータに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの有効性の確信度を高める。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)に関して、関連する発行体／企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESG特性は、発行体／企業の主要分野およびESGリスク管理の有効性に関連する。環境および社会要因には、とりわけ、環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準やサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。サブ・ファンドは、以下のESG促進特性を採用する。

(中略)

サブ・ファンドの投資に関して、投資運用会社は、(i)「先進国」に所在する大型株式会社が発行する数の90%以上、(ii)「新興国」に所在する大型株式会社が発行する数の75%以上(ベンチマークを参照)、その他のすべての会社が発行する数の少なくとも75%について、UBS ESGコンセンサススコアを用いたESG分析の対象に含む。

基準通貨は、ユーロである。

(後略)

<訂正後>

UBS (Lux) エクイティ・シキャブ-オール・チャイナ (米ドル)

アクティブ運用されるオール・チャイナ (米ドル) は、主に中国および中国と緊密な経済関係を有するその他の国に所在する会社の株式およびその他の株式持分に投資する。これらの投資は、中国（オンショア）または中国外（オフショア）で上場される証券を含む。本サブ・ファンドは、環境的および／または社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則（EU）2019/2088（以下「SFDR」という。）第8条を遵守する。環境的および／または社会的特性に関する詳細は本書の「別紙A」に記載される（SFDRの細則（RTS）第14条（2））。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBSブレンデッドESGスコアを用いる。UBSブレンデッドESGスコアは、UBSおよび認められた2社の外部プロバイダーであるMSCIおよびサステナリティクスからの標準ESG評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立したESG評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBSブレンデッドESGスコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、0から10までのUBSブレンデッドESGスコアが割り当てられ、10が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。サブ・ファンドは、以下のESG促進特性を採用する。

（中略）

サブ・ファンドの投資に関して、投資運用会社は、（i）「先進国」に所在する大型株式会社が発行する数の90%以上、（ii）「新興国」に所在する大型株式会社が発行する数の75%以上（ベンチマークを参照）、その他のすべての会社が発行する数の少なくとも75%について、UBSブレンデッドESGスコアを用いたESG分析の対象に含む。

投資家は、サブ・ファンドのエクスポートジャーが中国A株も含むことがある点に留意すべきである。中国A株は、中国本土にある企業の人民元建てのA株式である。これらの株式は、上海証券取引所および深圳証券取引所等の中国証券取引所において取引されている。サブ・ファンドは、上海-香港ストック・コネクトまたは深圳-香港ストック・コネクトを通じて中国A株に投資することがある。

（中略）

ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド (ユーロ)

アクティブ運用されるヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド (ユーロ) は、その所在地または主な活動地がヨーロッパである会社の株式、株式に関連する権利またはその他の株式資本に大部分を投資する。本サブ・ファンドは、環境的および／または社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則（EU）2019/2088（以下「SFDR」という。）第8条第（1）項を遵守する。環境的および／または社会的特性に関する詳細は本書の「別紙A」に記載される（SFDRの細則（RTS）第14条（2））。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBSブレンデッドESGスコアを用いる。UBSブレンデッドESGスコアは、UBSおよび認められた2社の外部プロバイダーであるMSCIおよびサステナリティクスからの標準ESG評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立したESG評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBSブレンデッドESGスコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これ

らの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、0から10までのUBSブレンデッドESGスコアが割り当てられ、10が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。サブ・ファンドは、以下のESG促進特性を採用する。

(中略)

サブ・ファンドの投資に関して、投資運用会社は、(i)「先進国」に所在する大型株式会社が発行する数の90%以上、(ii)「新興国」に所在する大型株式会社が発行する数の75%以上(ベンチマークを参照)、その他のすべての会社が発行する数の少なくとも75%について、UBSブレンデッドESGスコアを用いたESG分析の対象に含む。

基準通貨は、ユーロである。

(後略)

3 投資リスク

a. リスク要因

新興国市場への投資

<訂正前>

(前略)

上記のリスクは、特に中国への投資にも該当する。
上海-香港ストック・コネクトまたは深圳-香港ストック・コネクト(以下「ストック・コネクト」という。)を通じて取引される投資に関するリスクの情報

(後略)

<訂正後>

(前略)

上記のリスクは、特に中国への投資にも該当する。

中国に投資する際の固有のリスク

本項の目的上、「サブ・ファンド」とは、投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社のQFII資格に基づくQFII投資を通じてQFII(QFIIおよびRQFIIを含む。)認定証券に投資する各関連サブ・ファンドを指す。

a) 中国市場リスク

中国の証券市場への投資は、新興国市場への投資に伴うリスク全般および中国市場特有のリスクにさらされる。中国の経済改革の多くは、前例がないかまたは実験的なものであり、調整および修正を必要とし、かかる調整および修正は、中国の株式会社または中国A株等の上場証券への対外投資に必ずしも良い影響を与えとは限らない。

サブ・ファンドは、銀行預金ではなく、また、保証も付されていない。投資元本が返金される保証もない。サブ・ファンドの投資の収益率は、中国またはグローバル市場の一般的な経済状況の悪化によって悪影響を受けるおそれがある。中国政府の政策、財政政策、金利、インフレ、投資家心理、資金借入の可能性および費用、中国の金融市場の流動性および株価の水準および変動性等の要因は、サブ・ファンドの投資対象の価値ひいては株価に重大な影響を及ぼす可能性がある。

投資運用会社が現時点で利用できるA株の選択肢は、その他の市場で利用できる選択肢に比べて限定的であることがある。また、A株市場の流動性は低水準である場合があり、連結時価総額およ

び投資に利用可能な株式の数に関しては、その他の市場と比べて相対的に少ない。これは、深刻な価格変動性につながる可能性がある。

中国の資本市場および株式会社に関する国内の規制上および法律上の枠組みは、先進国と比べていまだに発展途上である。しかしながら、A株市場全体に対する改革の効果は現時点ではわかっていない。さらに、これらの証券市場における規制および執行活動は相対的に低い水準にある。取引の決済は、遅延および管理上の不確実性にさらされることがある。さらに、規制は、発展し続け、通知なく変更する場合があります、これにより、買戻しがさらに遅れまたは流動性が制限されることがある。中国証券市場ならびに投資家、ブローカーおよびその他の参加者の活動の規制および監督に関しては、一定のより発展した市場におけるものに相当するものが存在しないことがある。

中国企業は、一定程度国際会計基準に準拠する中国会計基準および慣行に従う必要がある。しかしながら、中国会計基準および慣行に従って会計士が作成した財務諸表と国際会計基準に従って作成された財務諸表には大きな相違がある可能性がある。

上海証券市場および深圳証券市場は、発展および変化の過程にある。これは、取引の変動性、取引の決済および記録上の困難、関連する規則の解釈および適用上の困難の要因となることがある。中国政府は、商事法に関する包括的な制度を発展させてきており、企業組織、ガバナンス、外国投資、商取引、課税および取引等の経済事項に関する法令の施行について大きな進歩が見られた。これらの法令および法令上の要求は比較的新しいため、これらの解釈および執行は、不確実性を伴う。さらに、投資家保護に関する中国法は、いまだに発展段階にあり、先進国の法律よりも洗練されていないことがある。

中国への投資は、中国の政治、社会または経済政策の大幅な変更の影響を受けやすい。かかる感応度は、上記に示した理由により、資本増加ひいてはこれらの投資対象のパフォーマンスに悪影響を与えることがある。

中国政府による通貨転換の管理および為替の将来の変動は、サブ・ファンドが投資する企業の経営および財務成績に悪影響を及ぼすことがある。上記の要因を踏まえると、A株の価格は、一定の状況において大幅に下落することがある。

b) Q F I (適格外国投資家) リスク

Q F I I / Q F I 投資

中国の現行の規制に基づき、外国人投資家は、中国においてQ F I 資格等の適格資格を得た機関を通じてA株市場およびその他のQ F I 認定証券に投資することができる。現在のQ F I 規制は、A株投資に対して厳格な規制（投資ガイドライン等）を課している。

サブ・ファンド自体は、Q F I ではないが、関連ある投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社のQ F I 資格を通じてA株およびその他のQ F I 認定証券に直接投資することができる。中国におけるサブ・ファンドの投資の全部または大部分は、UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドおよび／またはUBSアセット・マネジメント（香港）リミテッドのQ F I 資格を通じて実行され、保有される。

投資を予定する者は、サブ・ファンドが関連ある投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社のQ F I 資格から利益を得続ける保証およびサブ・ファンドのみが利用可能である保証はないことに留意するべきである。

投資運用会社は、サブ・ファンドの投資運用会社および適格Q F I の2つの役割を兼務する。投資運用会社は、すべての取引および売買がサブ・ファンドの設立文書および投資運用会社に適用ある関連法令を考慮して実施されることを確保する。利益相反が生じた場合、本投資法人は、保管受託銀行および中国副保管人（以下に定義される。）と共同して、サブ・ファンドが投資主の最善の利益のために運用されかつ投資主が公正に取り扱われるよう確保することを追求する。

投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社がQ F I 資格を喪失し、または退任もしくは解任された場合、サブ・ファンドは、投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社のQ F I 資格を通じてA株またはその他のQ F I 認定証券に投資することができなくなる場合があり、また、サブ・ファンドは、その持分の処分を要求されることがあり、これにより、当該サブ・ファンドは重大な悪影響を受ける可能性が高い。

Q F I 規制

中国におけるQ F I による投資、本国送金および通貨転換に関して定めたQ F I 規制は比較的新しい。そのためQ F I 規制の適用および解釈は、相対的に試されておらず、適用方法に関しては不確実性がある。中国証券監督管理委員会（以下「C S R C」という。）およびS A F E（中国国家為替管理）は、Q F I 規制において幅広い裁量を与えられており、これらの裁量が現在または将来どのように行使されるかについては前例がなく、不確実である。この初期の発展段階において、Q F I 規制は、将来さらに改定される可能性があり、かかる改定がQ F I に損害を与えない保証またはQ F I 資格を規定する規則が実質的にまたは完全に改正されない保証はない。

現行のQ F I 規制に基づいて制定された規則および規制（投資制限に関する規則を含む。）も存在する。Q F I I / Q F I は取引規模が大きく、外国為替規制ならびにその他の関連規則および政策により、Q F I が中国で投資した元本の本国送金に制限が課される可能性がある。

極端な場合、サブ・ファンドは、Q F I の投資制限、A株／債券市場の非流動性および／または取引執行もしくは決済の遅滞もしくは中断により、投資能力の制限による著しい損失を被りまたはその投資目的もしくは戦略を十分に実施もしくは遂行することができない可能性がある。

また、投資者は、Q F I を通じたA株への直接投資が、各Q F I に適用されかつサブ・ファンドのA株への投資能力に影響を及ぼす中国のQ F I 規制（随時改正済）に基づき現在課せられている様々な投資制限の遵守を条件とすることに留意すべきである。中国証券市場における投資制限の実例は、以下の通りである。

- － 単一の適格外国人投資家またはその他のいずれの外国人投資家の持株比率も、上場企業またはN E E Q 認定企業の株式総数の10%を超過してはならないこと
- － すべての適格外国人投資家およびその他の外国人投資家の持株比率の合計は、上場企業またはN E E Q 認定企業の株式総数の30%を超過してはならないこと
- － 投資は、外国投資産業指導目録に定める要件を遵守する必要があること

P R C ブローカー

Q F I として、関連する投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社は、中国市場においてサブ・ファンドのために取引を実行するブローカー（以下「中国ブローカー」という。）を選定する。サブ・ファンドは、取引執行もしくは決済または資金もしくは有価証券の移転における中国ブローカーまたは中国保管人の作為または不作為により損失を被ることがある。サブ・ファンドは、中国市場においてサブ・ファンドの勘定で取引を執行する場合、投資運用会社、副投資運用者または投資顧問が任命する中国ブローカーを利用する。サブ・ファンドは、Q F I として、投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社が任命することができるブローカーの数に関する規制／制限等、適用あるQ F I 規制に基づく規制／制限または経営上の制約に従ったQ F I 認定証券の取引の最良執行の達成に困難を極めることがある。中国ブローカーがサブ・ファンドに対して、中国市場において最良慣行であると投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社が合理的に考える執行基準を提示した場合、投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社は、取引が最高価格で執行されない可能性があるにもかかわらず、取引を当該中国ブローカー（関連会社の場合を含む。）と継続して執行すべきであることを決定することができ、サブ・ファンドが取引を執行した際の価格と関連する時期において市場で入手できたその他の価格との差に関してサブ・ファンドに説明責任を負わないものとする。

保管

保管受託銀行は、サブ・ファンドの保管人として行為し、資産を保有する。サブ・ファンドの代理として行為するQ F Iおよび保管受託銀行は、サブ・ファンドについて副保管人（以下「中国副保管人」という。）を任命する。上記の中国副保管人は、投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社のQ F I登録を通じて中国において投資されたサブ・ファンドの資産を保有する。

投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社のQ F I資格を通じてサブ・ファンドが取得したQ F I認定証券は、別個の証券勘定において中国副保管人が維持し、適用ある法律に従ってサブ・ファンドまたは（サブ・ファンドを代理する）本投資法人の単独の利益および使用のために登録される。中国副保管人による資産の分離があるため、サブ・ファンドの資産は、Q F Iとしての投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社、中国副保管人または中国ブローカーの資産の一部を構成しない。しかしながら、投資規制に従い、（Q F Iとしての）投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社は、当該証券勘定における証券に対する権利を有する当事者になる可能性があり（本権利が所有権を構成しないことまたは投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社がサブ・ファンドを代理して証券を購入することを妨げないことにかかわらず）、当該証券は、投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社の清算人による請求の影響を受けやすく、サブ・ファンドのみの名義で登録された場合と同様に十分に保護されないことがある。特に、投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社の債権者がサブ・ファンドの資産が投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社に帰属すると誤って仮定し、当該債権者が当該債権者に対する投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社の債務支払のためにサブ・ファンドの資産の管理獲得を追求するリスクがある。

投資家は、中国副保管人に対してサブ・ファンドの現金勘定に預託される現金は、分離されないが、中国副保管人が預託者としてのサブ・ファンドに対して負う債務になる場合があることに留意すべきである。かかる現金は、中国副保管人の他のクライアントに属する現金と混合される場合がある。中国副保管人が破産または清算した場合、サブ・ファンドは、かかる現金勘定に預託された現金に対する所有権を有さず、サブ・ファンドは、中国副保管人のその他すべての無担保債権者と同ランクの無担保債権者になる可能性がある。サブ・ファンドは、かかる債務の回収において困難に直面することおよび／もしくは遅延を被ることまたはこれを全額または全く回収することができないことがあり、この場合、サブ・ファンドは損失を被る。

買戻し制限

サブ・ファンドが、投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社のQ F I資格を通じた投資により中国の証券市場に投資する場合、中国からの投資元本および収益の本国送金は、本国送金手続等（ただし、これに限らない。）に適用される規制要件を含む随時有効なQ F I規制に服する。

サブ・ファンドの勘定による送金は、サブ・ファンドの株式の正味買付および買戻しに応じて投資運用会社または投資顧問会社のR Q F I I資格を通じて中国副保管人が毎日実行することができる。

将来、中国におけるサブ・ファンドによる資金の本国送金について規制上の制限が適用されない確証はないことに留意されたい。本国送金に関してS A F Eが採用する投資規制および／または手法は、随時変更される場合がある。Q F I本国送金制限の変更等、関連ある法令に改悪が生じた場合は、買戻し注文が適時に処理される保証はない。かかる制限により、サブ・ファンドの取引活動が停止する可能性もある。

投資制限

Q F I規制において、中国上場企業1社についてすべての実質的な投資家および／またはすべてのQ F I保有者が保有する株式総数には制限があるため、サブ・ファンドがA株に投資を行う能力は、すべての実質的な投資家および／またはすべてのQ F I保有者の活動によって影響を受ける。

上記の投資制限は、すべての実質的な投資家および／またはすべてのQ F I 保有者に対して適用される。したがって、投資家は異なるQ F Iを通じて投資を行うことができるため、実際、Q F Iとしての投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社がサブ・ファンドの実質的な投資家の投資対象を監視することは困難である。また、投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社が、その他のQ F Iによる投資を監視することも実務上困難である。

利益の開示および短期売買差益規則

中国の利益要件の開示に基づき、サブ・ファンドは、投資運用会社のグループ内で管理されるその他のファンドもしくはサブ・ファンドまたは投資運用会社のグループの実質的投資主と協力して行為しているとみなされる場合があるため、中国法に基づき合計持分が報告閾値（現在、関連する中国上場企業の発行済株式総数の5％）に達する場合、サブ・ファンドの持分を上記に言及されたかかるその他のファンドまたはサブ・ファンドの持分と合算して報告しなければならないことがあるというリスクにさらされる場合がある。これにより、サブ・ファンドの持分が一般に開示され、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶことがある。

さらに、中国の裁判所および中国の規制機関の解釈に従い、中国の短期売買差益規則は、サブ・ファンドの投資対象に適用されることがあり、結果として、サブ・ファンドの持分（場合により、サブ・ファンドの協力当事者であるとみなされるその他の投資家の持分と合計する。）が中国上場企業1社の発行済株式総数の5％を超えた場合、サブ・ファンドが、かかる企業の株式の最終購入から6か月以内にかかる企業の持分を削減することができないことがある。サブ・ファンドが規則に違反し、6か月以内にかかる企業のいずれかの持分を売却した場合、かかる取引によって実現した利益を返還するよう上場企業に要求される場合がある。さらに、中国の民事手続に基づき、サブ・ファンドの資産は、かかる企業が行った請求の範囲について凍結されることがある。これらのリスクは、サブ・ファンドのパフォーマンスを著しく損なうことがある。

c) 流動性リスク

サブ・ファンドが投資する一部の株式市場は規模が小さいため、大幅な価格変動が生じ、また、潜在的に流動性が乏しい可能性がある。

人民元建て債券は、定期的に取り引されるものではなく、その他のより発展した市場に比べて取引量が少ないことがある。当該証券の活発な流通市場はいまだ発展途上にある。人民元建て債券の価格の買呼値と売呼値の間のスプレッドが大きくなる可能性があり、サブ・ファンドは、多額の取引費用および転換費用を負担する可能性がある。

d) 監視の低水準リスク

中国国内の株式市場に関する規制上の枠組みは、世界の多くの先進国株式市場に比べていまだ発展途上にあるため、かかる株式市場の活動に対する監視の水準が低い可能性がある。

e) 会計基準および開示リスク

中国の会計、監査および財務報告の基準は、国際基準と比べて厳格ではない可能性がある。その結果、一定の重大な開示が一部企業により行われない場合がある。

f) 人民元の通貨リスク

サブ・ファンドの会計通貨が米ドルである場合、サブ・ファンドは、米ドルと人民元の間の為替レートの変動に直接さらされる。

このシナリオでは、サブ・ファンドは、主に人民元建ての証券に投資するものの、その純資産価額、申込みおよび買戻しは米ドル建てで表示されることになる。その結果、米ドルに対する人民元の

価値の変動と対応して、サブ・ファンドの米ドル建て純資産価額が変動することになる。Q F I I / Q F I を通じた投資の目的において、人民元は実勢市場相場で米ドルに交換可能である。

中国政府の通貨エクスポージャーの管理および為替の将来の変動は、サブ・ファンドが投資する企業の経営および財務成績に悪影響を及ぼすことがある。人民元は自由交換可能通貨ではなく、中国政府の外国為替管理政策および送金規制に従う。かかる政策または規制が将来変更した場合、サブ・ファンドまたはその投資家のポジションは悪影響を受けることがある。

人民元と米ドルの交換は、人民元に関する政策上の制限および公布ならびに関連ある規制要件に従う。関連政策は、オンショアおよびオフショア投資に関して人民元と米ドルを交換するサブ・ファンドの能力、適用ある為替レートならびに転換費用に影響を及ぼす可能性がある。通貨転換がより困難もしくは不可能にならずまたは人民元の切下げ、切上げもしくは利用可能性の欠如が生じないとの保証はない。人民元が下落しないとの保証もない。サブ・ファンドは、通貨転換および取引費用の買呼値／売呼値スプレッドにさらされる。かかる外国為替リスクおよび転換費用は、サブ・ファンドおよびその投資者のキャピタル・ロスをもたらす可能性がある。

g) 集中リスク

サブ・ファンドは、専門性が非常に高いものである。サブ・ファンドの投資は持株数の観点では十分に分散されているが、投資者においては、サブ・ファンドは、投資する国の悪条件に起因する価値の変動の影響をより受けやすいため、グローバル・エクイティ・ファンド等のように広範囲に分散投資するファンドに比べてボラティリティが高いおそれがあるという点に留意すべきである。

h) ヘッジリスク

投資運用会社は、市場および通貨リスクを相殺するためにヘッジ手法を利用することを許可されているが、その義務を負うものではない。ヘッジ手法が狙い通りの結果を達成する保証はない。

i) 決済リスク

中国において、一部の証券取引はDVPベースで決済されず、その結果、サブ・ファンドが決済リスクにさらされる可能性がある。

j) 関係当事者リスク

サブ・ファンドは、関連ある投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社のQ F I 資格を通じてQ F I 認可証券に投資する。投資運用会社、副投資運用会社または投資顧問会社および保管受託銀行はUBSグループの一員ではあるが、各事業体は、サブ・ファンドに関するそれぞれの職務および義務の遂行において独立して運用し、またそれぞれの関連ある規制機関の監督に服する。サブ・ファンドに関するかかる事業体間のすべての取引および売買は、サブ・ファンドの設立文書および当該事業体に適用ある関連する規制上の規約を考慮した上で、独立当事者間ベースで取引される。利益相反が万が一発生した場合も、サブ・ファンドは、保管受託銀行と共同して、サブ・ファンドが投資主の最善の利益のために運用されかつ投資主が公正に取り扱われるよう確保することを追求する。

K) 清算準備金リスク

Q F I 規則に基づき、中国副保管人は、最低清算準備金を預託するよう求められ、その割合は、中国証券登記決算有限責任会社（上海、深圳および北京支店）（以下「CSDCC」という。）によって適切な時期に決定される。中国副保管人は、最低清算準備金の一部としてサブ・ファンドの資産の一部を預託する。最低清算準備金率は、CSDCCにより随時決定され、中国副保管人によって最低清算準備金に預託される。中国において証券価格が上がった場合、清算準備金に留保されるサブ・ファンドの資産は、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性があるが、他方で、中

国において証券価格が下がった場合、サブ・ファンドのパフォーマンスは、そうでない期間に比べて改善する可能性がある。

l) 固定利付証券リスク

中国債券市場リスク

中国の債券市場への投資は、より発展した市場の債券商品への投資よりも高いボラティリティおよび価格変動性にさらされる可能性がある。

人民元建ての債券に対する取引相手方の信用リスク

投資者は、中国の金融市場は初期段階にあるため、人民元建ての債券の大部分が現在および今後とも無格付けであることに留意すべきである。人民元建ての債券は、商業銀行、国家政策銀行、法人等を含む中国国内外の様々な発行体によって発行される可能性がある。これらの発行体は、異なるリスク特性を有する可能性があり、またその信用力も異なることがある。さらに、人民元建ての債券は、一般に、担保が付されていない無担保債務である。サブ・ファンドは、無担保債権者として、取引相手方の信用／支払不能リスクに全面的にさらされる場合がある。

金利リスク

中国のマクロ経済政策（すなわち、金融政策および財政政策）の変更は、資本市場に影響を及ぼし、債券の価格、ひいては、サブ・ファンドのリターンに影響を与える。サブ・ファンドが保有する人民元建ての債券の価額は一般に、金利の変動とは逆に変化し、かかる変化は、これに応じてサブ・ファンドの資産の価額に影響を与えることがある。通常、金利が上昇した場合、債券の価格は下落する傾向にある。反対に、金利が下落した場合、債券の価格は上昇する傾向にある。

評価リスク

人民元建ての債券は、ミスプライシングまたは不適切評価のリスク、すなわち、債券が適切に価格設定されない運用リスクにさらされる。評価は主に、価格が入手できる独立の第三者のソースからの評価に基づいているため、時折、評価には不確実性および判断に基づく決定が伴うことがあり、独立した価格設定情報は、常に利用可能ではないことがある。

信用格付リスク

中国の債券の多くは、国際的な信用機関によって付与された格付けを有していない。中国の信用評価システムは、初期の発展段階にあり、投資を評価するために用いられる標準的な信用評価方法は存在せず、同一の格付けスケールが異なる機関において異なる意味を持つこともある。付与された格付けは、評価資産の実際の財務上の強みを反映していないことがある。

格付機関は、債券の信用度の格付けを提供する民間サービス会社である。格付機関に付与された格付けは信用度の絶対的な基準ではなく、市場リスクを評価するものでもない。格付機関は、信用格付けを適時に変更することができない場合があり、発行体の当該時点の財務状況が、格付けの示すものと比べて改善または悪化している可能性がある。

信用格付けの引下げリスク

人民元建ての債券の発行体は、財務状況の不利な変化に直面することがあり、これによりその信用格付けが下落する可能性がある。財務状況の不利な変化または発行体の信用格付けの下落は、関連する人民元建ての債券の価格の変動性を高め、当該価格に悪影響を及ぼし、また流動性に悪影響を与えることがあり、その結果、これらの債券を売却することがより困難になる可能性がある。

m) 中国の税務上のリスク要因

(遡及的に適用される場合がある) サブ・ファンドによる中国の証券への投資に係る実現キャピタル・ゲインおよび利息に関する現行の中国の税金に関する法令および税務上の慣行には、リスクおよび不確実性が伴う。サブ・ファンドの税金債務が増額された場合、サブ・ファンドの価額に悪影響が

及ぶ可能性がある。サブ・ファンドの税金引当金の政策には、専門的かつ独立した税務上の助言に基づき、以下が適用される。

(i) 中国の国債以外の国内債券に関して、中国の発行体により源泉徴収税が課されなかった場合における受領した利息収入または発生した利息収入については、10%の源泉徴収税（以下「源泉徴収税」という。）の引当金を設定する。

(ii) 中国の国債以外の国内債券に関して、中国の発行体により増値税が源泉徴収されなかった場合における受領した利息収入または発生した利息収入については、6.3396%の増値税（以下「増値税」という。）（課徴金を含む。）の引当金を設定する（この増値税制度は、2016年5月1日より適用される）。

税金に関する法令または政策にさらなる変更が生じた場合、取締役会は、投資運用会社と協議の上、実務上可能な限り速やかに、自らが必要とみなすとおりに、納税引当金の額に対して関連する調整を加える。かかる納税引当金の額は、個々のサブ・ファンドの計算書において開示される。

中国の税務当局により課された実際の税額が投資運用会社の引き当てた金額を上回り、納税引当金の額に不足が生じた場合、サブ・ファンドが最終的に追加の租税債務を負担しなければならないため、投資家は、サブ・ファンドの純資産価額が納税引当金の額を超える金額を被ることがあることを考慮に入れるべきである。かかる場合、現在および新規の投資主は、不利益を被る立場に置かれる。一方で、中国の税務当局により課された実際の適用税額が取締役会の引き当てた金額を下回り、納税引当金の額に余剰が生じた場合、この点に関して中国の税務当局が裁定、決定または指導を行う前に株式を買い戻した投資主は、過剰引当による損失を被ることから、不利益を被ることになる。かかる場合、現在および新規の株主は、納税引当金と実際の租税債務の差額がサブ・ファンドの勘定に返還することができる場合には利益を得ることができる。

上海－香港ストック・コネクトまたは深圳-香港ストック・コネクト（以下「ストック・コネクト」という。）を通じて取引される投資に関するリスクの情報

（後略）

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

管理会社の報酬方針

<訂正前>

(前略)

関連する開示は、UCITS指令2014/91/EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において行われるものとする。投資家は、直近の報酬方針に関する詳細（報酬および利益の算定方法の概要、報酬委員会（もしあれば）の構成を含め報酬および利益を付与する責任を負う者の情報を含むが、それらに限らない。）をhttp://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.htmlで閲覧することができる。

かかる文書の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

<訂正後>

(前略)

関連する開示は、UCITS指令2014/91/EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において行われるものとする。投資家は、直近の報酬方針に関する詳細（報酬および利益の算定方法の概要、報酬委員会（もしあれば）の構成を含め報酬および利益を付与する責任を負う者の情報を含むが、それらに限らない。）を<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/white-labelling/fund-management-company-services/fml-procedures.html>で閲覧することができる。

かかる文書の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

(5) 課税上の取扱い

② ルクセンブルグ

<訂正前>

本投資法人はルクセンブルグの法律に基づく。ルクセンブルグ大公国の現行法に従い、本投資法人は、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%またはF、I-A 1、I-A 2、I-A 3、I-A 4、I-B、I-X、およびU-Xクラスについては0.01%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。0.01%の軽減税率の恩恵を受ける条件が満たされなくなった場合には、F、I-A 1、I-A 2、I-A 3、I-A 4、I-B、I-X、およびU-Xクラスの投資証券については0.05%課税されることがある。

提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

投資者がその影響を受けない限り、現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該サブ・ファンドまたは投資者がルクセンブルグに住所を有するか、ルクセンブルグに居住するか、または恒久的な機関を維持する場合、あるいはルクセンブルグに以前住所を有しており、本投資法人の投資証券の10%以上を保有する場合を除く。

(中略)

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、(i) 米国内の裁判所が適用法に基づき信託の管理のあらゆる面に
関して命令または判決を発行することを授權されている場合、または(ii) 一または複数の特定米
国人が信託または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行
うことを授權されている場合に、米国市民または米国居住者およびパートナーシップもしくは会社の
形態を有するか、米国でまたは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立された法人もしくは信託を
指す。本項は、米国内国歳入法を遵守していなければならない。

ストック・コネクトを通じた中国A株への投資

(後略)

<訂正後>

本投資法人はルクセンブルグの法律に基づく。ルクセンブルグ大公国の現行法に従い、本投資法人
は、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。
ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%またはF、I-A 1、I-A 2、I-A
3、I-A 4、I-B、I-X、およびU-Xクラスについては0.01%のルクセンブルグの年次税
を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンド
の純資産総額について計算される。0.01%の軽減税率の恩恵を受ける条件が満たされなくなった場合
には、F、I-A 1、I-A 2、I-A 3、I-A 4、I-B、I-X、およびU-Xクラスの投資
証券については0.05%課税されることがある。

サブ・ファンドは、2020年6月18日付タクソノミー規則2020/852の第3条に定義された環境的に持
続可能な経済活動に投資される純資産部分について、年率0.01%から0.04%の年次税の軽減税率の恩
恵を受けることがある。

提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

投資者がその影響を受けない限り、現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税または
その他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該サブ・ファンドまたは投資者がルクセンブルグ
に住所を有するか、ルクセンブルグに居住するか、または恒久的な機関を維持する場合、あるいはル
クセンブルグに以前住所を有しており、本投資法人の投資証券の10%以上を保有する場合を除く。

(中略)

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、(i) 米国内の裁判所が適用法に基づき信託の管理のあらゆる面に
関して命令または判決を発行することを授權されている場合、または(ii) 一または複数の特定米
国人が信託または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行
うことを授權されている場合に、米国市民または米国居住者およびパートナーシップもしくは会社の
形態を有するか、米国でまたは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立された法人もしくは信託を
指す。本項は、米国内国歳入法を遵守していなければならない。

中華人民共和国 (中国)

中国の税務上の勘案事項

本項の目的上、または、本書全般において、(i)「サブ・ファンド」とは、投資運用会社のQFI資格もしくはUBSグループ内のその他の事業体のQFI資格を通じて、QFI認定証券に投資を行うサブ・ファンドをいい、また、(ii)「投資運用会社」とは、文脈に応じて、投資運用会社およびUBSグループ内のその他の事業体をいうものとする。

中国の現行の規制に基づき、サブ・ファンドを含む外国人投資家は、一般に、QFIもしくはストック・コネクトを通じて、中国A株その他の一定の投資商品に投資することができる。

中国の企業所得税 (以下「企業所得税」という。)

サブ・ファンドが中国の課税対象居住者企業とみなされる場合、サブ・ファンドは、その課税対象となる全世界所得に対して25%の中国の企業所得税を課される。サブ・ファンドが中国に恒久的施設を有する非課税対象居住者企業とみなされる場合、当該恒久的施設に帰属する利益には、25%の企業所得税が課され则认为られる。

2008年1月1日に施行された中国の企業所得税法に基づき、中国に恒久的施設を有しない非中国課税対象居住者企業は、一般に、その中国国内源泉所得 (受動的所得 (例えば、配当、利息、資産譲渡益等) を含むが、これに限られない。) に対して10%の源泉所得税が課される。

投資運用会社は、企業所得税の目的においてサブ・ファンドが中国の課税対象居住者企業または中国に恒久的施設を有する非中国課税対象居住者企業とみなされることのないようにサブ・ファンドを運用および運営する予定であるが、中国の税金に関する法律および慣行には不確実性があるため、かかる結果となる保証はない。

(i) 利息および配当

中国の現行の税金に関する法令に基づき、QFIは、中国の上場企業からの現金配当、特別配当、利益分配および利払いに対して10%の中国の源泉所得税を課される。かかる中国の源泉所得税は、適用される二重課税防止条約に基づき減額される可能性がある。2018年11月22日、中華人民共和国財政部 (以下「MOF」という。) および中国国家税務総局 (以下「SAT」という。) は、外国機関投資家が中国の債券市場への投資により得た債券の利息収入に関する課税の問題を明確にするため、共同で財税通達 (2018年) 第108号 (以下「通達第108号」という。) を発表した。通達第108号に従い、2018年11月7日から2021年11月6日の間に、中国に恒久的施設を有しない (または中国に恒久的施設を有するが、そのようにして中国で生じた所得が当該恒久的施設とは実質的に関係していない) 外国機関投資家が得た債券の利息収入は、一時的に企業所得税を免除される。通達第108号に加えて、2021年11月22日に、MOFおよびSATは、共同でMOF/国税PN (2021年) 第34号 (以下「PN第34号」という。) を発表し、これにより通達第108号の免除が2025年12月31日を上限として延長された。通達第108号およびPN第34号に基づくかかる免除は一時的なものに過ぎないため、かかる免除が2025年12月31日の後も適用されるか否かについては不明確である。

管轄権を有する国務院財政局が発行した国債および/または国務院が承認した地方債から生じた利息については、中国の企業所得税法に基づき中国の企業所得税は免除される。

(ii) キャピタル・ゲイン

企業所得税法およびその施行規則に基づき、非中国課税対象居住者企業が中国国内源泉から得た「財産譲渡所得」は、適用される租税条約に基づき免税または減税される場合を除き、10%の中国の源泉所得税を課されることとされている。

2014年11月14日、中国のMOF、STAおよびCSRCは、QFIが得た持分投資のキャピタル・ゲインに関する課税の問題を明確にするため、共同で財税通達 (2014年) 第79号 (以下「通達

第79号』という。)を発表した。通達第79号に基づき、中国に恒久的施設を有しない(または中国に恒久的施設を有するが、そのようにして中国で生じた所得が当該恒久的施設とは実質的に関連性のない) Q F I の場合、かかるキャピタル・ゲインは、2014年11月17日以降に実現されたものである場合には一時的に中国の源泉所得税を免除され、2014年11月17日より前に実現されたものである場合には適用ある法律に従い10%の中国の源泉所得税が課される。

通達第79号では、この一時的な免税はA株以外の有価証券にも適用されるのか否かについてのさらなる指針は提示されなかった。

さらなる指針がない場合、中国の企業所得税の取扱いには中国の企業所得税に関する法律の一般税務規定に服することとなる。

中国の債務証券の処分に係るキャピタル・ゲインについて、中国の税務当局は、かかるキャピタル・ゲインは中国国内源泉所得に該当せず、よって中国の源泉所得税を課されないと何度も口頭で指摘している。ただし、このことを裏付ける明文化された税務規定はない。実際に、中国の税務当局は、中国の債務証券の処分による実現利益に対して中国の源泉徴収税の徴収を積極的に執行していない。中国の税務当局が将来かかる利益に課税することを決定した場合、投資運用会社は、中国の税務当局に対し、サブ・ファンドをルクセンブルグの課税対象居住者として取り扱うこと、および中国とルクセンブルグとの間の二重課税防止条約に基づき認められるキャピタル・ゲイン税の免除に依拠することを適用するよう要求するが、これを保証することはできない。

中国の増値税(以下「増値税」という。)

2016年5月1日に施行された増値税改革の最終段階に関する財税通達(2016年)第36号(以下「通達第36号」という。)に従い、2016年5月1日から中国の証券の譲渡による利得に増値税が課される。

通達第36号および財税通達(2016年)第70号(以下「通達第70号」という。)に従い、Q F I が中国の証券の譲渡により得た利得は、2016年5月1日以降増値税を免除される。

通達第36号において、香港および外国投資家がストック・コネクトを通じて中国A株を譲渡して得た利得は、増値税を免除される旨が定められている。Q F I が稼得した中国の国内債券への投資に係る利息収入には、特別の免税規定が適用されない限り、6%の増値税が課されるものとする。通達第36号に従い、預金に係る利息収入に増値税は課されず、国債に係る利息収入も増値税を免除される。また、財税通達(2016年)第46号および通達第70号に従い、金融機関が得た他の金融機関の発行する債券の利息収入は、増値税を免除される。通達第108号は、2018年11月7日から2021年11月6日の間に中国の債券市場に投資する外国機関投資家が得た債券の利息収入に対する増値税の免除について規定している。かかる免除は、PN第34号に従い2025年12月31日を上限として延長された。通達第108号およびPN第34号に基づくかかる免除は一時的なものに過ぎないため、かかる免除が2025年12月31日の後も適用されるか否かについては不確かである。中国本土で生じた株式投資に係る配当所得または利益配当は、増値税の課税対象範囲に含まれない。

増値税が適用される場合、適用ある増値税の最大12%に相当するその他の付加税(都市建設維持税、教育付加税および地方教育付加税を含む。)も適用される。

中国の印紙税

売り手は、中国の上場株式の売却に際しての売却対価の0.1%の税率の印紙税を課される。国債および社債を保有する非中国課税対象居住者には、かかる債券の発行またはその後の譲渡に際して印紙税は課されない見込みである。

ストック・コネクトを通じた中国A株への投資

(後略)

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(5) その他

(v) 苦情処理、議決権行使方針および最良執行

<訂正前>

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理の手続、最良執行および議決権行使方針に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

<訂正後>

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理の手続、最良執行および議決権行使方針に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/white-labelling/fund-management-company-services/fml-procedures.html>

2 利害関係人との取引制限

利益相反

<訂正前>

(前略)

管理会社による相当な注意および最善の努力にもかかわらず、利益相反を管理するために管理会社が講じた組織的・事務的な措置は、合理的な確信をもって本投資法人またはその投資主の利益が害されるリスクの回避を確保するために十分ではないというリスクがある。この場合、かかる軽減されない利益相反および下された決定は、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

(後略)

<訂正後>

(前略)

管理会社による相当な注意および最善の努力にもかかわらず、利益相反を管理するために管理会社が講じた組織的・事務的な措置は、合理的な確信をもって本投資法人またはその投資主の利益が害されるリスクの回避を確保するために十分ではないというリスクがある。この場合、かかる軽減されない利益相反および下された決定は、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/white-labelling/fund-management-company-services/fml-procedures.html>

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

(後略)

第4 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

- ④ UBSアセット・マネジメント (アメリカス) インク (シカゴ) (「投資運用会社」)

(後略)

<訂正後>

(前略)

- ④ UBSアセット・マネジメント (アメリカス) エルエルシー (「投資運用会社」)

(後略)

(2) 運用体制

<訂正前>

(前略)

ファンドの管理体制

管理会社

UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

投資運用会社

UBSアセット・マネジメント (香港) リミテッド (香港)

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ)

UBSアセット・マネジメント (アメリカス) インク (シカゴ)

UBSアセット・マネジメント (UK) リミテッド (ロンドン)

ユービーエス・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ)

<訂正後>

(前略)

ファンドの管理体制

管理会社

UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

投資運用会社

UBSアセット・マネジメント (香港) リミテッド (香港)

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ)

UBSアセット・マネジメント (アメリカス) エルエルシー

UBSアセット・マネジメント (UK) リミテッド (ロンドン)

ユービーエス・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ)

(3) 大株主の状況

<訂正前>

(前略)

- ④ UBSアセット・マネジメント (アメリカス) インク (シカゴ)

(後略)

<訂正後>

(前略)

- ④ UBSアセット・マネジメント (アメリカス) エルエルシー

(後略)

(4) 役員の状況

<訂正前>

(前略)

- ④ UBSアセット・マネジメント (アメリカス) インク (シカゴ)

(後略)

<訂正後>

(前略)

- ④ UBSアセット・マネジメント (アメリカス) エルエルシー

(後略)

(5) 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

(前略)

- ④ UBSアセット・マネジメント (アメリカス) インク (シカゴ)

2023年12月末日現在、UBSアセット・マネジメント (アメリカス) インク (シカゴ) は57本のサブ・ファンドを運用しており、そのうち運用資産額上位10位のサブ・ファンドは、以下のとおりである。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- ④ UBSアセット・マネジメント (アメリカス) エルエルシー

2023年12月末日現在、UBSアセット・マネジメント (アメリカス) エルエルシー は57本のサブ・ファンドを運用しており、そのうち運用資産額上位10位のサブ・ファンドは、以下のとおりである。

(後略)

別紙Aは以下のとおり更新される。

別紙A

S F D R 関連情報

規則 (EU) 2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則 (EU) 2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

商品名: UBS (Lux) エクイティ・シキャプーオール・チャイナ (米ドル)
法人識別番号: 549300K8461GMZNM1278

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則 (EU) 2020/852 に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含んでいない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

●● ☐ はい●● ☒ いいえ
☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ 環境的／社会的（E／S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E／S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ
- 2) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも 51% の投資

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図されたものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。



● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1)

スコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位(WACI)：

－ スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。

－ スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび/または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

炭素プロファイルの絶対値の低さとは、収益100万米ドル当たりの二酸化炭素排出量100トン未満と定義される。

特性2)

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体/企業を特定するためにUBSブレンデッドESGスコアを用いる。UBSブレンデッドESGスコアは、UBSおよび認められた2社の外部プロバイダーであるMSCIおよびサステイナリティクスからの標準ESG評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立したESG評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBSブレンデッドESGスコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、0から10までのUBSブレンデッドESGスコアが割り当てられ、10が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。

個別の投資対象レベルでのUBSブレンデッドESGスコアの最小値は設定されていない。

サブ・ファンドの投資対象に関して、ポートフォリオ・マネジャーは、少なくとも(i)「先進」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の90%および(ii)(ベンチマークを参照することにより)「新興」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の75%ならびにその他すべての企業に関しては少なくとも75%について、UBSブレンデッドESGスコア(発行体数別)によるESG分析を含める。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

該当なし。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

該当なし。

—— 持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

—— 持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？

該当なし。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

✖ 考慮する。

主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

— 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針の違反」

ー 国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステアードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器(対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスポージャー」

ー UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主(50%以上の持株比率)である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

ー ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

持続可能性要因に対するPAIの考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年間報告書に記載されている。

考慮しない。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。



重大なサステナビリティ／E S Gに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

- **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

この金融商品により促進される（または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1）：

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（W A C I）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

特性2）：

そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも51%の投資

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の特性ならびにこの金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率が計算される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なE S Gリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のE S Gのデータ・ソースを組み合わせた独自のE S Gリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにE S Gリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してE S Gリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役

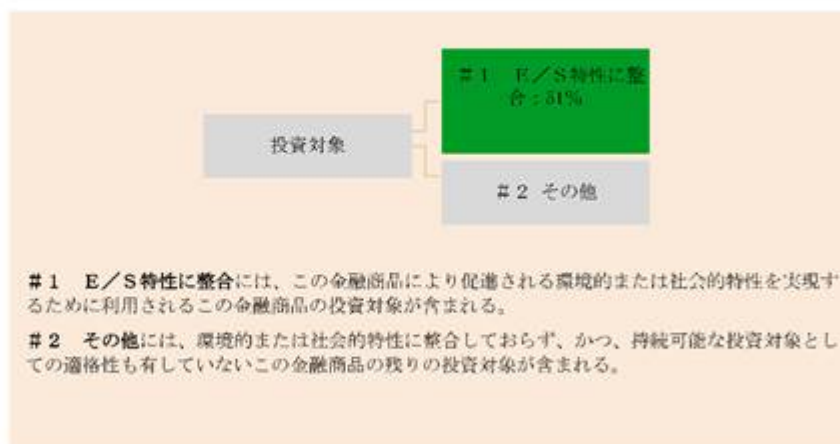
良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見ることが含まれる。

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は 51% である。



● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



● 環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか？

該当なし。

● この金融商品はEUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）

EUタクソノミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および 2035 年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、EUタクソノミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUタクソノミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214 に定められる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

投資する。

化石燃料ガスに投資する。

原子力に投資する。

✕ 投資しない。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない（タクソノミー適合の投資対象がない）ため、割合は記載していない。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。

は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境的に持続可能な投資である。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？

該当なし。

- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

該当なし。

- 指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができます。

規則 (EU) 2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに

規則 (EU) 2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則 (EU) 2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動の一覧**を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含んでいない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

商品名: UBS (Lux) エクイティ・シキャプ—アクティブ・クライメート・アウェア (米ドル)
 法人識別番号: 549300YCRKWSJBTVYD35

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

●● ☐ はい●● ☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率 (下限): __%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率 (下限): __%

☒ 環境的／社会的 (E／S) 特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 40% の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E／S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位 (WACI)
- 2) 参照ベンチマークを下回る予想気温アライメントスコア
- 3) ベンチマークの「グリーン・トゥ・ブラウン比率」を上回るグリーン・トゥ・ブラウン比率

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。



に沿うように意図されたものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているE S G参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1)

スコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位(WAC1)：

- スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。
- スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび/または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

特性2)

予想気温アライメントスコアは、個別の発行体またはポートフォリオの所定の炭素排出量に関する将来の軌跡を予測する先行的指標である。本指標は、会社またはポートフォリオへの投資に起因する関連気候シナリオを用いて温暖化レベルを示すものである。四半期毎に、ポートフォリオは、ポートフォリオの予想気温アライメント指標が参照ベンチマークの同指標を下回ることを追求する。

特性3)

「グリーン・トゥ・ブラウン比率」指標は、ポートフォリオの対象発行体の収益における「グリーン」シェアの予測値の加重合計を、ポートフォリオの対象発行体の収益における「ブラウン」シェアの予測値の加重合計で除した数値（ベンチマーク対比）である。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

ポートフォリオ・マネジャーは、低炭素経済への移行の最前線に立ち、気候緩和、適応および移行に貢献する魅力的な評価を得た会社を選定する。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

「著しい害を及ぼさない」(DNSH)の評価に際して、UBS-AMは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。

—— **持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？**

主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

— 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

— 一般炭中心のエネルギー生産から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針の違反」

— 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS AMのステアードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

— UBS AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主（50%以上の持株比率）である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

— ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

以下のPAI指標もまた、DNSHシグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GIIG原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

—— 持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？

国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であつて、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

✕ 考慮する。

主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

ー 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から（UBS-AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

ー 一般炭中心のエネルギー生産から（UBS-AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針の違反」

ー 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であつて、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

ー UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業また

はそのような企業の過半数株主（50%以上の持株比率）である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

— ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

「著しい害を及ぼさない」（DNSH）の評価に際して、UBS-AMは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。以下のPAI指標もまた、本シグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

持続可能性要因に対するPAIの考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年間報告書に記載されている。

考慮しない。



投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク嗜好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

- ・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせ

わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

- ・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

ファンド特有の除外事項：

サブ・ファンドは、ESGリスクが重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

- **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

この金融商品により促進される（または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1）：

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WACI）

特性2）：

そのベンチマークを下回る予想気温アライメントスコア

特性3）：

ベンチマークの「グリーン・トゥ・ブラウン比率」を上回るグリーン・トゥ・ブラウン比率

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の特性ならびにこの金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される持続可能な投資対象の最低比率および投資対象の最低比率が計算される。

ファンド特有の除外事項：

サブ・ファンドは、上記の「この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？」に記載されるE S Gリスクが重大なサステナビリティ・プロフィールを有する企業を除外する。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なE S Gリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のE S Gのデータ・ソースを組み合わせた独自のE S Gリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにE S Gリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してE S Gリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構成および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見ることが含まれる。

良好なガバナンス
慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



資産配分とは、
特定の資産への投資の割合を説明するものである。

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は 67%である。この金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は 40%である。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）



#1 E/S特性に整合には、この金融商品により促進される環境的または社会的特性を実現するために利用されるこの金融商品の投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に整合しておらず、かつ、持続可能な投資対象としての適格性も有していないこの金融商品の残りの投資対象が含まれる。

#1 E/S特性に整合の区分は以下を包含する。

- #1A 持続可能な細区分は、環境目的または社会目的を有する持続可能な投資対象を包含する。
- #1B その他のE/S特性の細区分は、持続可能な投資対象として適格でない環境的または社会的特性に整合している投資対象を包含する。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか？

EUタクソノミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

タクソノミー規則第9条に定められる（または複数の環境目的に関するデータならびにこの金融商品の原投資がタクソノミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソノミー適合投資」という。）に関するデータは収集することができない。そのことから、この金融商品のタクソノミー適合投資は0%である。

- この金融商品はEUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

- ☐ 投資する。
- ☐ 化石燃料ガスに投資する。 ☐ 原子力に投資する。
- ☒ 投資しない。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない（タクソノミー適合の投資対象がない）ため、割合は記載していない。

- トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、EUタクソノミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUタクソノミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214に定められる。



は、EU
タクソノミーに基
づく環境的に持続
可能な経済活動の
基準を考慮してい
ない、環境的に持
続可能な投資であ
る。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合は設定されていない。この金融商品がタクソノミー適合ではない環境的に持続可能な投資対象に投資する場合、これはタクソノミー適合性を決定するのに必要なデータが欠如しているためである。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、社会的に持続可能な投資の最低割合は設定されていない。

どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？



流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？

該当なし。

- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

該当なし。

- 指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができます。

規則 (EU) 2019/2088 第 8 条第 1 項、第 2 項および第 2 a 項ならびに

規則 (EU) 2020/852 第 6 条第 1 項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則 (EU) 2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動の一覧**を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含んでいない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

商品名：UBS (Lux) エクイティ・シキャプ＝ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド・サステナブル (ユーロ)

法人識別番号：549300Z4138VPVLU3014

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

●● ☐ はい●● ☒ いいえ
☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率 (下限) : __%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率 (下限) : __%

☒ 環境的／社会的 (E/S) 特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 50% の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E/S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル
- 2) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位 (WACI)

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図されたものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されている ESG 参照ベンチマークはない。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

特性1)

サステナビリティ・プロファイルは、加重平均されたESGスコアを用いて測定される。強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて企業を特定するためにESGスコアを用いる。

ESGスコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)の側面に関して、関連する発行体/企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESGの側面は、企業が事業を展開している主要分野およびESGリスク管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、次の要素があり、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、人的資本およびコーポレート・ガバナンスが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、ESGスコア(0~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。

特性2)

スコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位(WACI)：

－ スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。

－ スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび/または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、この金融商品により促進される一または複数の環境的および/または社会的特性に貢献することである。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

「著しい害を及ぼさない」(DNSH)の評価に際して、UBS-AMは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。

—— **持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？**

主要な悪影響(以下「PAI」という。)とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

－ 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から(UBS-AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく)一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

ー 一般炭中心のエネルギー生産から (UBS-AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく) 一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構 (OECD) 多国籍企業行動指針の違反」

ー 国際連合グローバル・コンパクト (UNGC) の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器 (対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器) へのエクスポージャー」

ー UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主 (50%以上の持株比率) である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

ー ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

以下のPAI指標もまた、DNSHシグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

—— 持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？

国際連合グローバル・コンパクト (UNGC) の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✖ 考慮する。
主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- ー 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。
- ー 一般炭中心のエネルギー生産から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針の違反」

- ー 国際連合グローバル・コンパクト（UNG C）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

- ー UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主（50%以上の持株比率）である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

ー ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ 1 + 2 の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

「苦しい害を及ぼさない」(DNSH)の評価に際して、UBS-AMは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。以下のPAI指標もまた、本シグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

持続可能性要因に対するPAIの考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年間報告書に記載されている。

考慮しない。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行者の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルが改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行者の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

ファンド特有の除外事項：

サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1)：

そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル

特性2)：

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WAC1）

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の特性ならびにこの金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される持続可能な投資対象の最低比率および投資対象の最低比率が計算される。

ファンド特有の除外事項：

サブ・ファンドは、上記「この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？」に記載されるESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

● **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

● **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見ることが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



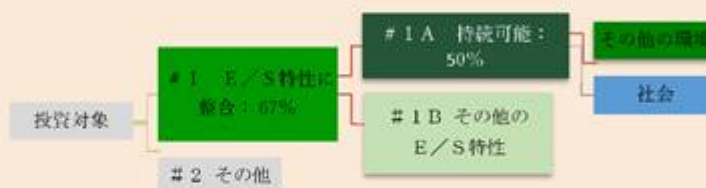
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は67%である。この金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は50%である。



#1 E/S特性に整合には、この金融商品により促進される環境的または社会的特性を実現するために利用されるこの金融商品の投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に整合しておらず、かつ、持続可能な投資対象としての適格性も有していないこの金融商品の残りの投資対象が含まれる。

#1 E/S特性に整合の区分は以下を包含する。

- #1A 持続可能な細区分は、環境目的または社会目的を有する持続可能な投資対象を包含する。

- #1B その他のE/S特性の細区分は、持続可能な投資対象として適格でない環境的または社会的特性に整合している投資対象を包含する。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか？

タクソノミー規則第9条に定められる（または複数の環境目的に関するデータならびにこの金融商品の原投資がタクソノミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソノミー適合投資」という。）に関するデータは収集することができていない。そのことから、この金融商品のタクソノミー適合投資は0%である。

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

は、EUタクソミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境的に持続可能な投資である。

● この金融商品はEUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する。

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を線（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない（タクソミー適合の投資対象がない）ため、割合は記載していない。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。

EUタクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？



この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、EUタクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合は設定されていない。この金融商品がタクソミー適合ではない環境的に持続可能な投資対象に投資する場合、これはタクソミー適合性を決定するのに必要なデータが欠如しているためである。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、社会的に持続可能な投資の最低割合は設定されていない。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、EUタクソミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUタクソミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214に定められる。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要なとされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？

該当なし。

- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

該当なし。

- 指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。

規則 (EU) 2019/2088 第 8 条第 1 項、第 2 項および第 2 a 項ならびに

規則 (EU) 2020/852 第 6 条第 1 項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則 (EU) 2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動の一覧**を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含んでいない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

商品名：UBS (Lux) エクイティ・シキャプ—ヨーロッパ・オポチュニティ・アンコンストレインド (22-11-10)

法人識別番号：5493001RFAVUCXZ1F72

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ はい

☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ 環境的／社会的 (E/S) 特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E/S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位 (WACI) または炭素プロファイルの絶対値の低さ
- 2) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも 51% の投資

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図され



持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

たものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

特性1)

スコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位(WACI)：

- スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。
- スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび/または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

炭素プロファイルの絶対値の低さとは、収益100万米ドル当たりの二酸化炭素排出量100トン未満と定義される。

特性2)

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体/企業を特定するためにUBSブレンデッドESGスコアを用いる。UBSブレンデッドESGスコアは、UBSおよび認められた2社の外部プロバイダーであるMSCIおよびサステイナリティクスからの標準ESG評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立したESG評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBSブレンデッドESGスコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、0から10までのUBSブレンデッドESGスコアが割り当てられ、10が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。

個別の投資対象レベルでのUBSブレンデッドESGスコアの最小値は設定されていない。

サブ・ファンドの投資対象に関して、ポートフォリオ・マネジャーは、少なくとも(i)「先進」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の90%および(ii)(ベンチマークを参照することにより)「新興」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の75%ならびにその他すべての企業に関しては少なくとも75%について、UBSブレンデッドESGスコア(発行体数別)によるESG分析を含める。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

該当なし。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

該当なし。

—— 持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

- 持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？

該当なし。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✖ 考慮する。

主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から（UBSAMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針の違反」

- 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBSAMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

- UBSAMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBSAMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主（50%以上の持株比率）である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のP A I 指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のG H G 原単位」

— ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1 + 2 の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

持続可能性要因に対するP A I の考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年間報告書に記載されている。

考慮しない。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになる。またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

特性1) :

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位 (WACI) または炭素プロファイルの絶対値の低さ

特性2) :

そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも51%の投資

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の特性ならびにこの金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率が計算される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー:

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか?**

該当なし。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか?**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見るが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか?

この金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。

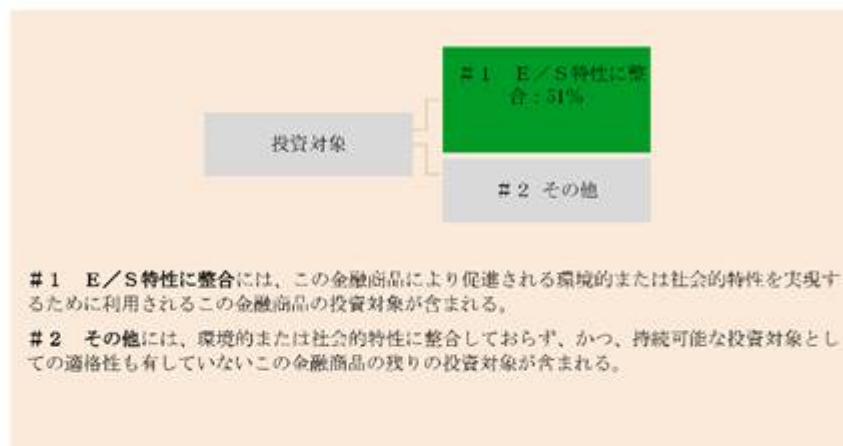
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）

EUタクソノミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。



● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



● 環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか？

該当なし。

● この金融商品はEUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する。



化石燃料ガスに投資する。



原子力に投資する。

☒ 投資しない。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下『気候変動緩和』という。）に寄与し、EUタクソノミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUタクソノミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214に定められる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を算（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。

1. ソブリン債*を含む
投資対象のタクソノミー適合性

- タクソノミー適合
(化石燃料ガスおよび原子力を含まない。)
- タクソノミー不適合



2. ソブリン債*を除く
投資対象のタクソノミー適合性

- タクソノミー適合
(化石燃料ガスおよび原子力を含まない。)
- タクソノミー不適合



このグラフは、すべての投資対象のx%**を表す。

*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない（タクソノミー適合の投資対象がない）ため、割合は記載していない。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要なとされるデータを入力することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するための指数である。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？

該当なし。

- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

該当なし。

- 指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができます。

規則 (EU) 2019/2088 第 8 条第 1 項、第 2 項および第 2 a 項ならびに

規則 (EU) 2020/852 第 6 条第 1 項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則 (EU) 2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動の一覧**を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含んでいない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

商品名：UBS (Lux) エクイティ・シキャップ—グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティ— (米ドル)

法人識別番号：54930GDETC17MEFNL84

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

●● ☐ はい●● ☒ いいえ
☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率 (下限) : __%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率 (下限) : __%

☐ 環境的／社会的 (E/S) 特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも __% の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E/S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位 (WACI) または炭素プロファイルの絶対値の低さ
- 2) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも 51% の投資

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図され



持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

たものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1)

スコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位(WAC1)：

- スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。
- スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび/または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

炭素プロファイルの絶対値の低さととは、収益100万米ドル当たりの二酸化炭素排出量100トン未満と定義される。

特性2)

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体/企業を特定するためにUBSブレンデッドESGスコアを用いる。UBSブレンデッドESGスコアは、UBSおよび認められた2社の外部プロバイダーであるMSCIおよびサステイナリティクスからの標準ESG評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立したESG評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBSブレンデッドESGスコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、0から10までのUBSブレンデッドESGスコアが割り当てられ、10が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。

個別の投資対象レベルでのUBSブレンデッドESGスコアの最小値は設定されていない。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

該当なし。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

該当なし。

—— **持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？**

該当なし。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？

該当なし。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

✖ 考慮する。

主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から（UBSAMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針の違反」

国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBSAMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

UBSAMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBSAMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主（50%以上の持株比率）である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

ー ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

持続可能性要因に対するP A 1の考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年間報告書に記載されている。

考慮しない。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行情体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクリュージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクリュージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクリュージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクリュージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクリュージョン・ポリシー」の項に記載されている。

- **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1)：

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。



そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位(WAC1)または炭素プロファイルの絶対値の低さ

特性2) :

そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも51%の投資

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、または複数の特性ならびにこの金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率が計算される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー:

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか?**

該当なし。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか?**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見るが含まれる。

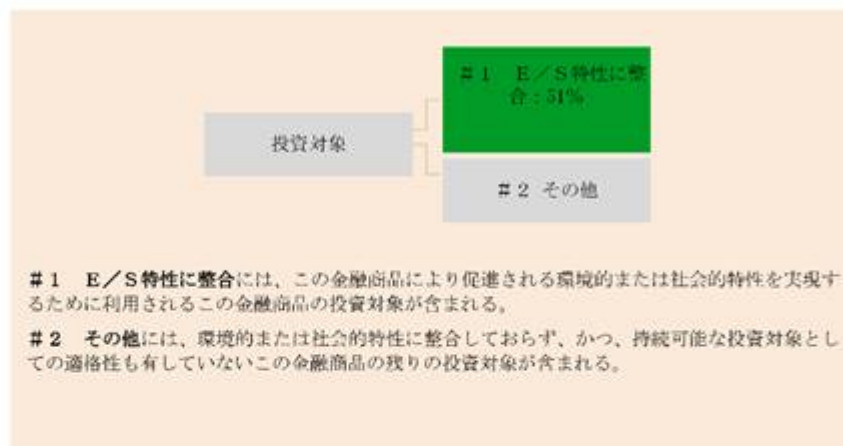
良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか?

この金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。



タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出 (CapEx)
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費 (OpEx)

EUTaxノミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



● 環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUTaxノミーに適合しているか？

該当なし。

● この金融商品はEUTaxノミーを遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する。

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、EUTaxノミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUTaxノミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUTaxノミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214に定められる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境的に持続可能な投資である。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を録（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない（タクソノミー適合の投資対象がない）ため、割合は記載していない。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要なとされるデータを入力することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するための指数である。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？

該当なし。

- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

該当なし。

- 指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができます。

規則 (EU) 2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則 (EU) 2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

商品名: UBS (Lux) エクイティ・シキャプ・ロング・ターム・デーマ (米ドル)
法人識別番号: 649300ZFARXUQG507G05

環境的および／または社会的特性

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則 (EU) 2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含んでいない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☐ はい

☒ ☐ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☒ 環境的／社会的（E／S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 40% の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E／S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBSブレンデッドESGスコアの7から10（強力なサステナビリティ・プロファイルを示す）
- 2) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図されたものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるのか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1)

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBSブレンデッドESGスコアを用いる。UBSブレンデッドESGスコアは、UBSおよび認められた2社の外部プロバイダーであるMSCIおよびサステイナリティクスからの標準ESG評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立したESG評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBSブレンデッドESGスコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、0 から 10 までのUBSブレンデッドESGスコアが割り当てられ、10 が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。

個別の投資対象レベルでのUBSブレンデッドESGスコアの最小値は設定されていない。

特性2)

スコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位(WACI)：

－ スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。

－ スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび／または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

炭素プロファイルの絶対値の低さとは、収益 100 万米ドル当たりの二酸化炭素排出量 100 トン未満と定義される。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、この金融商品により促進される（または複数の環境的および／または社会的特性に貢献することである。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

「著しい害を及ぼさない」(DNSH)の評価に際して、UBS-AMは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。

―― 持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

ー 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

ー 一般炭中心のエネルギー生産から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針の違反」

ー 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

ー UBS AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主（50%以上の持株比率）である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

ー ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

以下のPAI指標もまた、DNSHシグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

——— **持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？**

国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

✖ 考慮する。

主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

ー 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

ー 一般炭中心のエネルギー生産から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国間企業行動指針の違反」

ー 国際連合グローバル・コンパクト（UNG）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

ー UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主（50%以上の持株比率）である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

ー ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ 1 + 2 の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

「苦しい害を及ぼさない」(DNSH)の評価に際して、UBS-AMは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。以下のPAI指標もまた、本シグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

持続可能性要因に対するPAIの考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年間報告書に記載されている。

考慮しない。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行者の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルが改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行者の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

ファンド特有の除外事項：

サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1)：

そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはUBSブレンデッドESGスコアの7から10（強力なサステナビリティ・プロファイルを示す）

特性2)：

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WACI）または炭素プロファイルの絶対値の低さ

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の特性ならびにこの金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される持続可能な投資対象の最低比率および投資対象の最低比率が計算される。

ファンド特有の除外事項：

サブ・ファンドは、上記「この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？」に記載されるESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

● **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

● **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見ることが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

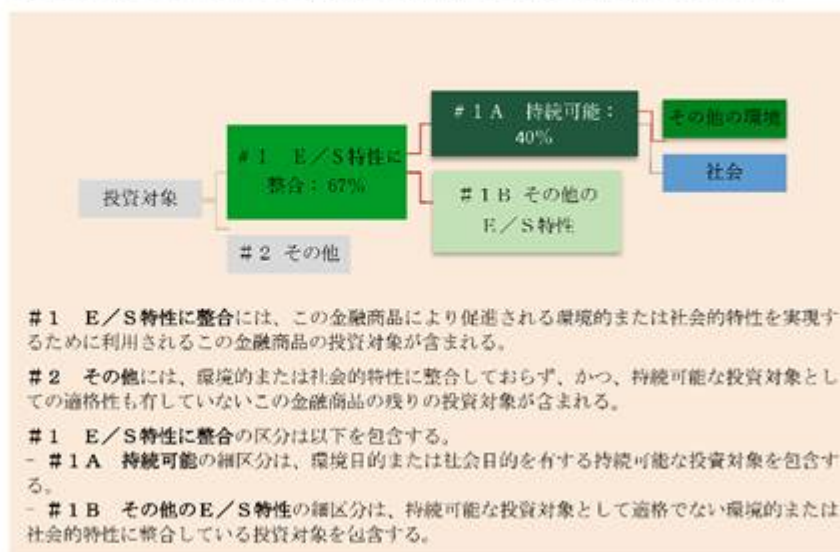
- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）

EUタクソノミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は67%である。この金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は40%である。



この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか？

タクソノミー規則第9条に定められる一または複数の環境目的に関するデータならびにこの金融商品の原投資がタクソノミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソノミー適合投資」という。）に関するデータは収集することができていない。そのことから、この金融商品のタクソノミー適合投資は0%である。

この金融商品はEUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動に投資するか？

¹ 化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、EUタクソノミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUタクソノミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214に定められる。

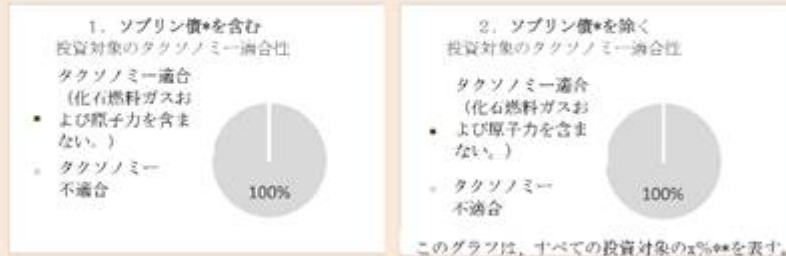
投資する。

化石燃料ガスに投資する。

原子力に投資する。

✕ 投資しない。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない（タクソノミー適合の投資対象がない）ため、割合は記載していない。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合は設定されていない。この金融商品がタクソノミー適合ではない環境的に持続可能な投資対象に投資する場合、これはタクソノミー適合性を決定するのに必要なデータが欠如しているためである。

は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境的に持続可能な投資である。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、社会的に持続可能な投資の最低割合は設定されていない。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要なとされるデータを手入することができない有価証券も含まれることがある。



参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するための指数である。

この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？

該当なし。

- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

該当なし。

- 指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。

規則 (EU) 2019/2088 第 8 条第 1 項、第 2 項および第 2 a 項ならびに

規則 (EU) 2020/852 第 6 条第 1 項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則 (EU) 2020/852 に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含んでいない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

商品名: UBS (Lux) エクイティ・シキャプ—US トータル・イールド・サステナブル (米ドル)
法人識別番号: 5493001B578XK4SQ1195

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

●● ☐ はい●● ☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率 (下限): __%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率 (下限): __%

☒ 環境的／社会的 (E/S) 特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 40% の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E/S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル
- 2) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位 (WACI)

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図されたものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されている ESG 参照ベンチマークはない。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1)

サステナビリティ・プロファイルは、加重平均されたESGスコアを用いて測定される。強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて企業を特定するためにESGスコアを用いる。

ESGスコアは、環境、社会およびガバナンス (ESG) の側面に関して、関連する発行体／企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESGの側面は、企業が事業を展開している主要分野およびESGリスク管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、次の要素があり、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、人的資本およびコーポレート・ガバナンスが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、ESGスコア (0～10 の基準で、10 が最高のサステナビリティ・プロファイル) を有する。

特性2)

スコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位 (WACI) :

ー スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。

ー スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび／または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、この金融商品により促進される、または複数の環境的および／または社会的特性に貢献することである。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害をいかにして避けるのか？「著しい害を及ぼさない」(DNSH)の評価に際して、UBS-AMは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。**

—— **持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？**

主要な悪影響 (以下「PAI」という。) とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

ー 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から (UBS-AMサステナビリティ・エクスクリュージョン・ポリシーに基づく) 一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

ー 一般炭中心のエネルギー生産から (UBS-AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく) 一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構 (OECD) 多国籍企業行動指針の違反」

ー 国際連合グローバル・コンパクト (UNGC) の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器 (対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器) へのエクスポージャー」

ー UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主 (50%以上の持株比率) である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

ー ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

以下のPAI指標もまた、DNSHシグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

—— **持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか?**

国際連合グローバル・コンパクト (UNGC) の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✖ 考慮する。
主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- ー 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。
- ー 一般炭中心のエネルギー生産から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国間企業行動指針の違反」

- ー 国際連合グローバル・コンパクト（UNG C）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

- ー UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主（50%以上の持株比率）である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

ー ポートフォリオ・マネジャーは、スコア 1 + 2 の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

「苦しい害を及ぼさない」(DNSH)の評価に際して、UBS-AMは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。以下のPAI指標もまた、本シグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

持続可能性要因に対するPAIの考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年間報告書に記載されている。

考慮しない。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルが改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

ファンド特有の除外事項：

サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。

サステナビリティ・エクスクリュージョン・ポリシー：

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1)：

そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル

特性2)：

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WAC1）

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の特性ならびにこの金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される持続可能な投資対象の最低比率および投資対象の最低比率が計算される。

ファンド特有の除外事項：

サブ・ファンドは、上記「この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？」に記載されるESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

● **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

● **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見るが含まれる。

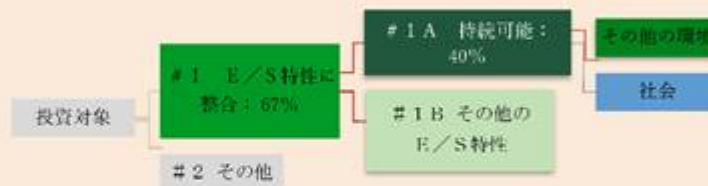
良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は67%である。この金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は40%である。



#1 E/S特性に整合には、この金融商品により促進される環境的または社会的特性を実現するために利用されるこの金融商品の投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に整合しておらず、かつ、持続可能な投資対象としての適格性も有していないこの金融商品の残りの投資対象が含まれる。

#1 E/S特性に整合の区分は以下を包含する。

- #1A 持続可能な細区分は、環境目的または社会目的を有する持続可能な投資対象を包含する。

- #1B その他のE/S特性の細区分は、持続可能な投資対象として適格でない環境的または社会的特性に整合している投資対象を包含する。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか？

タクソノミー規則第9条に定められる一または複数の環境目的に関するデータならびにこの金融商品の原投資がタクソノミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソノミー適合投資」という。）に関するデータは収集することができていない。そのことから、この金融商品のタクソノミー適合投資は0%である。

この金融商品はEUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動に投資するか？

¹ 化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、EUタクソノミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUタクソノミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214に定められる。

EUタクソノミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

投資する。

化石燃料ガスに投資する。

原子力に投資する。

✕ 投資しない。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない（タクソノミー適合の投資対象がない）ため、割合は記載していない。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境的に持続可能な投資である。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合は設定されていない。この金融商品がタクソノミー適合ではない環境的に持続可能な投資対象に投資する場合、これはタクソノミー適合性を決定するのに必要なデータが欠如しているためである。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、社会的に持続可能な投資の最低割合は設定されていない。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要なとされるデータを手入することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するための指数である。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？

該当なし。

- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

該当なし。

- 指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。